

視聴環境分科会の取りまとめ結果

放送を巡る諸課題に関する検討会
視聴環境分科会

分科会等の開催状況

- ◆ 本分科会は、① 4K・8K受信機に関する情報等の周知・広報、② スマートテレビ等を活用した放送通信連携サービスを始めとする新サービスの展開等に伴う視聴者利益保護方策の検討を目的に設置された。
- ◆ また、②に関しては、平成27年の個人情報保護法改正を受けて、放送受信者等の個人情報に関する検討等を行うため、分科会の下に「視聴者プライバシー保護ワーキンググループ(WG)」が設置された。
- ◆ 分科会及びWGの検討結果を踏まえ、第3回分科会(平成29年3月7日)で、次の取りまとめが行われた。(詳細は次頁以降を参照)

1. 4K・8Kに関する周知・広報戦略
2. 放送受信者等の個人情報の保護に関するガイドライン改正案

(参考)これまでの開催状況

分科会： 第1回(H28.9.28)、第2回(H28.12.20)、第3回(H29.3.7)

WG： 第1回(H28.10.4)、第2回(H28.10.24)、第3回(H28.11.24)、第4回(H28.12.8)

第5回(H29.2.8)、第6回(H29.3.13)、第7回(H29.5.11)

※ WG第5回以降は、ガイドライン改正案を受けた事業者の自主ルール等に係る検討を実施

1. 「4K・8Kに関する周知・広報戦略」の概要(とりまとめ結果)

- 「4K・8Kに関する周知・広報戦略」については、第3回分科会(平成29年3月7日)で、とりまとめ結果が示され、承認されたもの(周知・広報の基本的な考え方については、下記参照)。
- 当該戦略を踏まえ、関係団体・事業者及び総務省が相互に連携・協力し、効果的・効率的に周知・広報に関する取組を進めるため、関係団体・事業者から構成される「4K・8K放送推進連絡協議会」を平成29年4月14日に設置。今後関係者はこの枠組みを活用して必要な周知・広報に関する取組を実施。

周知内容について

- ・ 「BS・110度CSによる4K・8K放送」の呼称、ロゴ・マークの活用等により、4K・8K放送に関する基礎的事項を分かり易く伝える
(例: 既存放送の置き換えではなく新たなチャンネル追加であること、現在、販売中の4K(対応)テレビに対応チューナーは内蔵されておらず、既に購入した4K(対応)テレビで視聴するためには、別途、対応チューナーが必要なこと、その他、アンテナ交換や配線工事の必要可能性もあること等)
- ・ 消費者が視聴できる放送を容易にイメージできるよう、事業者名等を具体的に示す
- ・ 今後、BS右旋の4K放送実施に向けて帯域再編が予定されており、既存のテレビやレコーダー等のリモコンのチャンネルボタン操作等が必要な場合があることを、事前に十分伝える
- ・ アンテナで受信した信号が宅内の受信設備から外部に漏れて電気通信サービス等に影響を与えないよう、適切な機器の使用や工事が必要なことを、丁寧に伝える
- ・ 集合住宅における工事の必要可否、工事費の事例等、マンション管理組合等が工事の実施判断に必要な情報を分かり易く伝える

周知方法について

- ・ 家電販売店の店頭に加え、業界毎に特徴や強みを生かした周知・広報の実施
- ・ 関係業界等が連携して周知・広報を実施
- ・ ワールドカップやオリンピック等、イベント開催に合わせた集中的な周知の実施
- ・ 消費者からの相談への対応体制を構築し、消費者の疑問や誤解等の解消を図る

BS・110度CSアンテナ



①

衛星4K・8K新放送(仮)対応チューナー
(実用放送に向けて、発売が見込まれています)



③

配線類
(ケーブル、ブースタ、
分波器、テレビ端子等)

②

HDMI[®]
ケーブル*

④

今の4Kテレビや
4K対応テレビ*



⑤

視聴する放送サービス	①	②	③	④	⑤
BSの4K放送 (右旋・左旋ともに視聴)	右旋・ 左旋対 応に交 換要	交換・工事要の可能性 (現在、2.6GHz程度まで対応している場合、 交換・工事が不要の可能性あり)	要	4K対応のHDMI [®] ケーブルに交換要*	4K(対応) TVが必要*
CS110度の4K放送					
BSの8K放送					
BSの4K放送 (右旋のみ視聴)	交換 不要**	交換・工事は不要**	要	4K対応のHDMI [®] ケーブルに交換要*	4K(対応) TVが必要*

A { ビーエス朝日、BSジャパン、BS日本、NHK、
BS-TBS、ビーエスフジ }

B { SCサテライト放送、QVCサテライト、
東北新社、WOWOW }

C { スカパー・エンターテイメント }

D { NHK }

(※)HIGH SPEED(カテゴリー2)に対応したHDMI[®]ケーブル(HDMI[®]端子は、HDCP2.2、4K60Hz入力に対応)

(**)現在、放送されているBSの全てのチャンネルを受信できていない場合、交換等が必要な場合があります。

上記の内容に限らず、現在使用中の機器等の性能・機能によっては、機器交換や工事が必要な場合があります。また、上記のほかに、今後、衛星放送用受信設備の技術基準(検討中)を踏まえ、機器交換や工事が必要な場合があります。

- 改正個人情報保護法の施行(平成29年5月30日)に向けて、放送受信者等の個人情報の保護に関するガイドライン(GL)の見直し作業を「視聴者プライバシー保護WG」で実施。(平成28年9月～12月)
- GL改正案については、①全分野に共通的な事項は、原則として個人情報保護委員会の作成する委員会ガイドラインに規定ぶりを合わせる一方、②放送分野に特有の個人情報である視聴履歴に関しては、その性質及びこれまでの取得に係る経緯、想定される利用方法等を踏まえて、特有の規律を設けている。
- GL改正案は、パブリックコメント実施(平成29年1月17日～2月15日)の後、平成29年3月7日の分科会での了承を経て、平成29年4月27日公布、5月30日施行の予定。(平成29年総務省告示第159号)

放送分野ガイドライン改正案のポイント

(要請)

個人情報・プライバシーの保護と利活用のバランスの確保

(課題)

視聴者が個別に求める情報を、プッシュ型・レコメンド型で提供するなど、視聴者ニーズに対応した新たなサービスを提供することが必要。

個人情報やプライバシー保護の観点から、視聴者がどのような情報を収集・利用されるのかを認知し、サービスを選択することが可能なルールが必要。

(改正内容)

- 視聴履歴の利用範囲について、現行の目的制限(課金・統計)を撤廃、多様なサービスのための利活用が可能に。

- 視聴履歴について、
 - ・ 特定の個人の趣味・嗜好等を推知して利用する場合等
〔※ ①料金の支払い、②統計の作成、③匿名加工情報の作成〕
の3つの目的を超える取扱いをする場合
 - ・ 第三者提供を行う場合
は、事前の同意取得を要件化(新設)
- 同意の撤回のためのオプトアウトの導入、同意にかかわらず放送が受信できる環境の確保(放送の提供義務)(新設)
- 視聴履歴の取扱いに当たり、要配慮個人情報を推知、又は第三者に推知させることのないよう注意する義務(新設)

視聴ポイント、
クーポン



クーポン券で地元の
店舗でショッピング

視聴実績によるポイントの
加算、クーポンの配信

視聴ポイントで
クーポン券をGET!



地元テレビ局で
視聴実績による
ポイントを配信

視聴履歴や視聴者属性から
ニーズに合った広告を提供

ターゲティング広告

ドラマと
同じ商品を
オンラインで
購入

ロケ地の
情報を配信

関連情報の提供



番組作りへの反映

視聴履歴を踏まえて、
視聴者の望む番組作り、
番組編成等を実施

スポーツ中継が
増えた!



ドラマの時間
が変わった!

番組配信が
始まった!



分析エンジン



視聴データ
収集サーバ



視聴履歴や視聴者属性
からおススメの番組を
リコメンド、自動録画

時代劇!

お笑い番組!

アニメ!

リコメンド・自動録画

